

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
りたるときは、そ
の翌日)

目次

◇訓令
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改
正する訓令
現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程
の一部を改正する訓令

訓令

鳥取県訓令第八号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次
のように定める。

昭和四十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県
訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「六〇」を「四八」に改め、同表の二の項中

「二 四八」を「二 三六」に改め、同表の三の項中「六〇」

を「四八」に、布製手袋 五 一二 を 布製手袋 一 五
ヤツケ

「一〇」に改め、同表の四の項中「九六」を「六〇」に改め、
「七二」を「六〇」

同表の七の項中「盛夏ズボン」を「六〇」
「一〇」のうちズボンのとおり

おり「を」盛夏ズボン 二 六〇
作業帽 一 三六 四一四のとおり

に改め、同表の八の項中「ジャンパー(上衣及び頭巾)」を「一 三六」

「を」ジャンパー(上衣及び頭巾) 三六
安全靴 三六

常時大家畜の飼育の業務に従事する職員に限る。
に改め、同表の九の項中「繭検技手の職務」の下に「の

うち操糸の業務」を加え、布製短靴 一 二

に改め、同項の次に次のように加える。

九の二 繭検手技 の職務のうち副 蚕の業務に従事 する職員(男子)	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン ゴム製半長靴 ゴム製前掛 布製短靴	二 二 二 二 二 二 二	三六 三六 三六 三六 三六 二四 二二	図一〇のうちの上 衣のとおり 図一〇のうち のズ ボンのと おり 図一〇のうち のズ ボンのと おり
--	--	---------------------------------	--	---

別表の一〇の項中

布製短靴

を

布製短靴

二

に改

め、同表の一〇の項中

ゴム製手袋
ゲートル

二四

を

ビニール製
ゲートル

手袋

二
二四
二二

に、

防寒ズボン
水筒

一

三六

を

防寒

ズボン

一
三六

に改め、同表の一〇の項中

盛夏ズボン
エンカ服

二

二

六〇 図一〇のうち
のズボンのと
おり

三六

を

盛夏ズボン
エンカ服
作業帽

二

三

八 図一〇のうち
のズボンのと
おり

に改め、同表の一三の項及び一四

六 図一四のと
おり

の項中 図一〇のうちの上
衣のとおり
図一〇のうち
のズ
ボンのと
おり

ゴム製手袋

を

ゴム製手袋

二

に改め、同表

の一五の項中 作業服(上衣)

二

四八

を

作業服(上衣)

二

三六 に改め、同表の一六の項中

ナース靴下

二

を

ナ

ス靴下

三

に改め、同表の二〇の項中

ゴム製手袋

一

一二 を 図一〇のうちの上
衣のとおり

ゴム製手袋

二

に改め、同表の二一の項

中「職員」の下に「のうち厚生部の機関に勤務する職員」を加え、同項の

次に次のように加える。

二二の二 検査助
手の職務に従事
する職員のうち
農林部の機関に
勤務する職員

作業服(上衣)

二

四八

図一〇のうちの上
衣のとおり

白衣

二

二四

布製短靴

一

一二

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、昭和四十七年九月五日から施行し、昭和四十七年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日前において、現に改正前の現業職員の被服の交付及び使用に關

する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により交付している被服は、改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

3 適用日前において既に改正前の規程の規定により交付している被服のうち、改正後の規程の規定によりその使用期間が延長されることとなる被服の使用期間については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県訓令九号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十七年九月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号）の一部を次のように改正する。
別表の広報文書課の項を次のように改める。

広報文書課 の職員	浄書係の職員のうち タイプの業務に従事す る職員	作業服(夏上衣)	一	三六	図三のうちの夏上 衣のとおり
		作業服(冬上衣)	一	三六	図三のうちの冬上 衣のとおり

別表の環境保全課の項を次のように改める。

課 全 保 境 環		課 全 保 境 環		課 全 保 境 環	
一 大気保全係の職員のうち常時現地で大気の汚染及び悪臭に関する調査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	一	三六	図一のうちの上衣のとおり	
二 水質保全係の職員のうち常時現地で水質の汚濁に関する調査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	一	三六	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのズボンのとおり	
三 環境整備係の職員のうち一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	一	三六	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのズボンのとおり	

別表の林務課の項及び造林課の項の一中

四 を「作業服(ズボン) ヤッケ」に改め、同表の水産課の項中

四 生活改良普及員の職務に従事する職員	白衣	一	三六	
五 主任(水産技師)及	作業服(上衣)	一	三六	図一のうちの上

び水産技師の職務に従事する職員のうち常時現地で漁業改良普及の業務に従事する職員	作業服(ズボン)	一	三六	衣のとおり 図一のうちのズボンのとおり
---	----------	---	----	------------------------

四 主任(水産技師)及び水産技師の職務に従事する職員のうち常時現地で漁業改良普及の業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	一	三六	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのズボンのとおり
五 建設係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン)	一	三六	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのズボンのとおり

改め、同項の次に耕地課の項として次のように加える。

耕地課 企画調査室、土地改良係、ほ場整備係及び農道係の技術職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	一	三六	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのズボンのとおり
---	-------------------------------	---	----	-------------------------------

別表の福祉事務所の項を次のように改める。

所 一 身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉司及び査察	訪問服(上衣) 訪問服(ズボン)	一	四八	図一四のうちの上衣のとおり 図一四のうちのズボンのとおり
------------------------------------	---------------------	---	----	---------------------------------

に を

福祉事務 指導員の職務に従事する職員	雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	一	三六	図一四のうちの上衣のとおり 図一四のうちのズボンのとおり
二 社会福祉主事の職務に従事する職員	訪問服(上衣) 訪問服(ズボン) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) ゴム製半長靴	一	四八	図一四のうちの上衣のとおり 図一四のうちのズボンのとおり

別表の身体障害者更生指導所の項の一中「六〇」を「四八」に改め、同項の二中「六〇」を「三六」に改め、同項の四中「三六」を「二」に改め、同項の五中「六〇」を「四」に改め、同表の母来寮の項の一中「六〇」を「四八」に改め、同項の二中「看護衣」を「看護衣 予防衣」に改め、同表の岩井長者寮の項を次のように改める。

寮 一 栄養士の職務に従事する職員	白衣	二	四八	
----------------------	----	---	----	--

岩 井	二	看護婦及び准看護婦の職務に従事する職員	白衣	二	四八
			予防衣	二	四八

別表の喜多原学園の項中

三六	三六	三六	三六	三六	三六
三六	三六	三六	三六	三六	三六
二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二
四八	六〇	六〇	三六	六〇	六〇

め、同表の皆成学園の項の一中 白衣

に改め、同項の二中 六〇 を 四八

に改め、同項の三中 トレーニングパンツ トレーニングシャツ

二 ニングパンツ 二 ニングシャツ 六〇 に改め、同項の四中 作業服(夏上衣) 作業服(冬上衣) 布製前掛

一 三六 図三のうちの夏上衣のとおり 一 三六 図三のうちの冬上衣のとおり 二 四八 図一〇のとおり

六〇 図三のうちの夏上衣のとおり 六〇 図三のうちの冬上衣のとおり 三六 図三のうちの冬上衣のとおり

に改め、同表の積善学園の項の

三中	作業服(ズボン)	一	三六	作業服(ズボン)	二	六〇
				トレーニングシャツ	二	
				トレーニングパンツ	二	

三六 三六 三六 に改め、同項の四中 作業服(ズボン) 二 六〇 を

作業服(ズボン) 二 六〇 トレーニングシャツ 一 三六 トレーニングパンツ 一 三六 に改め、同表の整肢学園の項の三中

一 三六 を 二 四八 に改め、同項の六中 二 一 を 六 一二 に改め、同表の保健所の項の一中「薬剤師(試験検査係の薬剤師を除く。)」を削り、 六〇 を 四八 に

改め、同項の四中 一 三六 を 二 四八 に改め、同項の

五中「食品環境係」を「食品衛生係、監視指導係、獣疫係、環境保全係」に改め、同項の六中「試験検査係」を「試験検査室」に改め、同項の八中「し尿処理施設及びごみ処理施設」を「一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設」に改め、同表の病院の項の二中 一 三六 を 二

六〇 に改め、同項の三中「放射線科及び理学診療科の職員のうち」を

削り、
一
三六
を
二
四八
に改め、同項の四中

三六
を
二
六〇
に改め、同項の七中
二
二二

を
六
一二
に改め、同表の看護学院の項中
二
二二

を
六
一二
に改め、同表の工業試験場の項の二中
四八
四八

を
三六
三六
に改め、同表の専修職業訓練校の項中

五 訓練係の職員のうち 縫製に関する指導 に従事する職員	作業服(冬上衣) 二 六〇 図三のうちの上衣のとおり	作業服(夏上衣) 二 六〇 図三のうちの上衣のとおり
---------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

五 訓練係の職員のうち 縫製に関する指導 に従事する職員	作業服(冬上衣) 二 四八 図三のうちの上衣のとおり	作業服(夏上衣) 二 四八 図三のうちの上衣のとおり
---------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

六 訓練係の職員のうち 土木に関する指導 に従事する職員	作業服(上衣) 二 四八 図一のうちの上衣のとおり	作業服(ズボン) 二 四八 図一のうちの上衣のとおり
---------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------

改め、同表の地方農林振興局の項の一中
作業服(ズボン)
二
四

八
を
作業服(ズボン)
二
四八
に改め、同項の二中
作

業服(上衣)
二
六〇
を
作業服(ズボン)
二
四八
に

業服(ズボン)
二
六〇
を
ヤツケ
三六
に

改め、同表の農業改良普及所の項の二中
白衣
二
六〇
を

改め、同表の農業試験場の項中
白衣
二
六〇
を
作業服(上衣)
二
四八
に

改め、同表の果樹試験場の項中
二
六〇
を
二
四八
に

改め、同表の食品加工研究所の項中
二
六〇
を
二
四八
に

改め、同表の畜産試験場の項中
六〇
を
四八
に改め、同表の中小

改め、同表の蚕業試験場の項中
白衣
二
三六
を
三六
に

改め、同表の蚕業試験場の項中
白衣
二
三六
を
三六
に

白衣 二 六〇

に改め、同表の家畜保健衛生所の項中

ゴム製半長靴 一 三六

に改め、同表の家畜保健衛生所の項中

ゴム製手袋 二 二四

に改め、同表の家畜保健衛生所の項中

六〇 六〇
三六 三六
を

に改め、同表の家畜病性鑑定所の項中
六〇 六〇
三六 三六
を

を 四八
四八
に改め、同表の種畜場の項中

六〇 四八
を

に改め、同表の境港魚市場の項中

作業服(上衣) 一 三六
作業服(ズボン) 一 三六

を 作業服(上衣) 二 六〇
作業服(ズボン) 二 六〇
に改め、同表の大山農地開発局の

項中 作業服(上衣) 二 六〇
作業服(ズボン) 二 六〇
を 作業服(上衣) 二 二
作業服(ズボン) 二 二
ヤツケ

四八 四八
三八 三八
に改め、同表の久米ヶ原土地改良事業所の項中
作業服(上衣) 二 二
作業服(ズボン) 二 二

二 二
六〇 六〇
を 作業服(上衣) 二 四八
作業服(ズボン) 二 四八
ヤツケ 三六
に改め、同表

の都市開発事務所の項中「換地課及び補償課の職員」を「開発事務所の職員(総務課の職員を除く。)」に、

ゴム製半長靴 一 三六
安全靴 一 三六
に改め、同表の佐治川治水ダム建設事務所の項中

務所の項中

「佐治川治水ダム建設事務所」

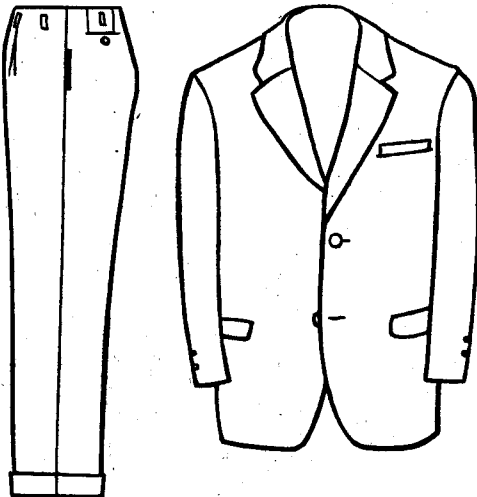
「佐治川ダム管理事務所」

理」に改め、別表の図の二を次のように改める。

二 削除

別表の図に一四として次のように加える。

一四



附則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、昭和四十七年九月五日から施行する。
- 2 改正後の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）は、昭和四十七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、改正後の規程別表の耕地課の項は、昭和四十七年五月一日から適用する。
- 3 適用日前において、現に改正前の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により交付している被服は、改正後の規程の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。
- 4 適用日前において現に改正前の規程の規定により交付している被服のうち、改正後の規程の規定により使用期間が延長されることとなるものの使用期間については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】